

「京都市八条市営住宅団地再生事業の入札説明書等に関する質問・意見に対する回答」に関する正誤表

※ 修正前の回答において、86条認定は1回の手続で良いと受け取れる記述を行っていましたが、御提案いただく計画によって、申請に必要な手続やその手順が異なることが想定されます。既存棟と新棟の併存期間を含む各段階において、建築基準法や、その他法令について適法に進められるよう、スケジュールを含め計画してください。

No	資料名	該当 No	質問	修正・変更前の回答	修正・変更後の回答
1	要求水準書（市営住宅等整備業務，市営住宅維持管理業務及び付帯事業用地活用業務編）に関する質問・意見に対する回答	32	現況平面図に既存住棟の位置が表記されていないが，選定後既存棟の位置のズレにより，86条認定や計画建物と既存住棟の干渉等で問題が生じ，計画に手戻り等が発生した場合，相互協議の上，対応を決めるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおり，既存住棟の現況測量は行っておりませんが，提供した資料の範囲で，工事に支障が出るほどの手戻りは生じないように計画してください。 <u>なお，86条認定については，現行のものを解除し，新棟完成後の計画で再度認定を受けることとなるため，計画建物と既存住棟の関係で問題が生じることはないと考えております。</u>	御指摘のとおり，既存住棟の現況測量は行っておりませんが，提供した資料の範囲で，工事に支障が出るほどの手戻りは生じないように計画してください。 <u>（以下，削除）</u>
2	提出書類に関する質問・意見に対する回答	1	当計画は既存住棟との86条申請用日影図と，市営住宅用地や付帯事業用地の時刻日影図及び等時間日影図が必要となります。 既存棟との86条認定が市営住宅建設に必要な不可欠のため，86条認定上必要な日影図も提出対象にしたなら，いかがでしょうか。	御提案いただき，ありがとうございます。 <u>市営住宅用地の86条認定は，現行のものを解除し，新棟完成後の状況で認定を受けなおすのみで，一時使用しなくなった既存棟が残る途中段階の認定を受けることはありませんので，新棟完成後から既存棟除却までの過渡的な段階における86条認定のことを御提案いただいているのであれば，御提出いただく必要はありません。</u>	御提案いただき，ありがとうございます。 <u>提案時に提出していただく日影図は，市営住宅用地や付帯事業用地等の全ての整備業務が完了した時点の状況について確認することを想定しているため，整備業務の途中段階の日影図を提出対象とはいたしません</u> が，市営住宅整備業務中における新棟と既存棟の日影の影響を示していただく場合は， <u>工事中の入居者負担の軽減等という観点で御提案ください。</u>